

財政調整事業について

資料5-5

- 令和5年度までは、各市町村において、それぞれ各市町村の財源を活用し、保険料の激変緩和措置や市町村独自の保険料減免等が行われてきた。
- 今後も医療費の増加による保険料の上昇が続くことが見込まれる中、令和6年度以降の府内統一保険料の抑制・平準化を図っていくためには、これまで市町村において保険料の抑制等に使われてきた財源を大阪府に集約し、有効に活用することが必要である。
- こうした状況を踏まえ、次の①～③の財政調整事業の枠組みを構築し、被保険者の負担軽減と国保の安定的な財政運営の確保を図る。

財政調整事業

① 事業費納付金を通じた保険料の抑制

⇒ 市町村に蓄積されている財源を大阪府に集約して活用

② 財源配分等の見直しによる保険料の抑制・平準化

⇒ 従前、市町村に交付していた財源等を大阪府で直接活用

③ 府国保会計の剰余金による保険料の抑制 及び 府財政安定化基金の財政調整機能の活用による保険料の平準化

⇒ 大阪府の国保会計における決算剰余金の活用